

令和 6 年度 活動状況報告書

令和 7 年 6 月

大津の子どもをいじめから守る委員会

はじめに

改訂された『生徒指導提要』（2002）では、子どもの権利条約が強調され、子どもを保護養育の対象だけではなく権利主体として捉えていく「子ども観」の転換が提示されています。そのために、子どもの意見表明権の尊重が求められています。また、教育相談を生徒指導の中心的役割を担うものとして一体的に捉え、「させる指導から支える指導」への「指導観」の転換も提示されています。これは、子どもの成長・発達を支えることであり、子どもの自己決定を応援していくことにほかなりません。子ども観、指導観を転換していくことで、これまでの学校のあり方、教職員のあり方が問い直され、学校風土が更新されていきます。そのことが、安心・安全で楽しい学校づくりにつながっていきます。こうした学校づくりが、増加しているいじめ・不登校などへの事後対応に留まらず、いじめ・不登校などが起きにくい学校づくりにつながっていくのではないのでしょうか。

では、子どもたちは、どんな学校（学校像）や先生（教職員像）を求めているのでしょうか。また、将来どんな人（人間像）になりたいと願っているのでしょうか。生活アンケートやいじめアンケートに、この3つの質問を加えて、学校づくりの主体である子どもの願いや意見を聴きながら、一緒に学校づくりを進めていくことが求められています。そのためには、学校現場の教職員が、子ども・保護者と対話的、共感的な姿勢で関わり、信頼関係を形成していくことが重要です。

2024 年度にいじめ対策推進室の相談調査専門員が受けた相談などの特徴として、①6月から電話、面談、手紙に加えて、メールによる相談を始めたことによって相談がよりしやすくなり件数が増加している。②6月と10月の「いじめ防止啓発月間」には、いじめの相談だけではなく、「自分のことを分かって欲しい」「自分の思いを聴いて欲しい」といった相談も多く寄せられている。③相談者の内訳として、子ども（35.9%）の増加もあるが、それ以上に学校・関係機関（44.3%）との相談が増加していることなどを挙げるができます。

この背景には、いじめ問題に対する子ども、保護者の訴えや捉え方と学校の認識や取組方針との間にずれがあり、子どもの理解を取りながら、相談調査専門員と学校、教育委員会などが連携して取り組む事案が増えたことがあります。この点は、学校、関係機関との連携という面では前進であり、同時に学校の取組に関する課題の存在も示しています。また、相談調査専門員の職務内容が、子ども、保護者からの相談だけではなく、直接学校などに出かけることも増え、関係機関との連携が広がっていることも示しています。毎月1回の大津の子どもをいじめから守る委員会の事例検討会に加えて、「ふれあい交流会開催」「通信発行」「出前授業」「広報・啓発活動」「相談チームの紹介動画作成」など、多様な取組が行われてきました。

このような中で、この度いじめ対策推進室に職員が新たに1名配置されたことは、この間要請してきたことの前進として感謝申し上げます。同時に、相談調査専門員の3名体制の改善・強化は、相談件数の増加、学校・関係機関との連携、業務内容の広がりなどを勘案したときに依然として喫緊の課題であると考えています。

私は、大津の子どもをいじめから守る委員会で、3期6年間にわたり大変お世話になり、貴重な学びの機会を得ることができました。市立保育園事案に係る第三者委員会としての調査報告書の作成など、さまざまな課題に際しても、いじめ対策推進室、大津の子どもをいじめから守る委員会がチームとして機能を発揮することができたことに改めて感謝申し上げます。

令和7年（2025年）6月

大津の子どもをいじめから守る委員会

令和6年度 委員長 春日井 敏之

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯	1
2 役割	2
3 組織等	4

II 本市における相談対応等の実績

1 相談の件数等	8
2 相談の内容	2 1
3 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動	2 7
4 相談・調整活動例の紹介	3 3
5 コラム	3 7

III 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会	3 8
2 委員活動	3 8

参考 資料編

1 条例及び規則	3 9
2 委員名簿	4 3

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

大津市（以下「本市」といいます。）では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起こりました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役 割

守る委員会の役割については、条例において次のように定められています。

（大津の子どもをいじめから守る委員会）

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

（是正の要請）

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

守る委員会は、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る審査や関係者との調整などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができます。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

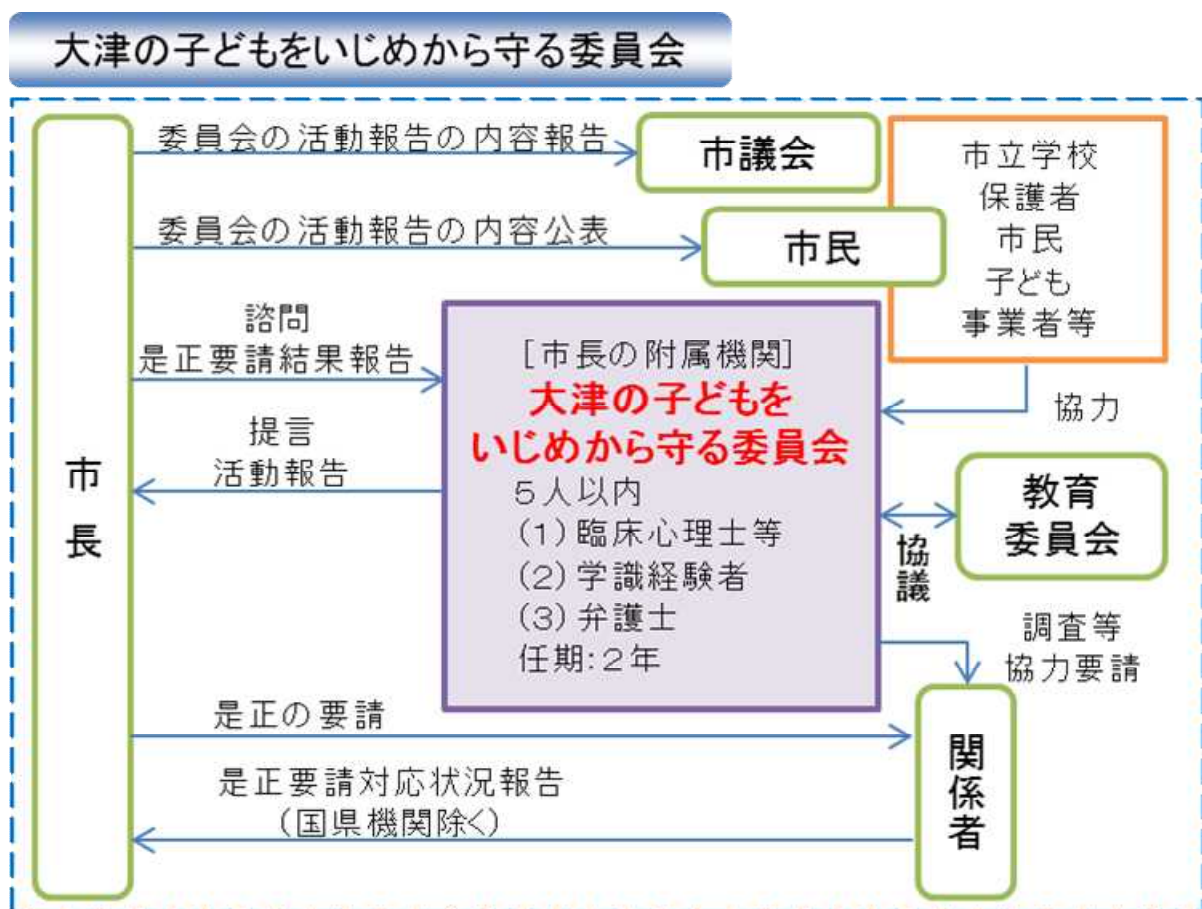
さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口に寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、

関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守る委員会が調整などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において次のように定められています。

条 例

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（2）学識経験を有する者

（3）弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて、いじめ事案に係る関係者の支援ができるよう構成されています。

令和6年度の委員の構成は、次のとおりです。（委員の要件を①～③で表示）

氏 名	所属団体・役職等	備 考
② 春日井 敏 之	立命館大学名誉教授	委員長
① 佐々木 千 里	スクール・ソーシャル・ワーカー、社会福祉士 立命館大学非常勤講師	
② 徳 田 仁 子	臨床心理士、公認心理師 京都光華女子大学健康科学部心理学科教授	
③ 橋 本 俊 和	弁護士（大阪弁護士会）	副委員長
① 松 嶋 秀 明	臨床心理士、公認心理師 滋賀県立大学人間文化学部人間関係学科教授	

※所属団体・役職等は、令和6年度時点のものです。

委員の任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

守る委員会は、委員長（会務を総理し、委員会を代表します。）及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、令和6年度は、学識経験者である春日井委員が委員長を、弁護士である橋本委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員5人の過半数である3人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

次に、いじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応等に関する事務を処理する相談調査専門員については、規則において次のように定められています。

規 則

(組織体制)

- 第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。
- 2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。
- 3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任用する。

なかでも、いじめ事案に関する相談等への対応などの事務を担当する職員として、臨床心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たるとともに、児童生徒支援課を通じて学校からのいじめ事案に関する報告を受理し、適宜、児童生徒支援課との協議を行っています。

守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整などに取り組んでいます。

守る委員会を含む本市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。

大津市では、第三者調査委員会の報告書においても指摘された、二重三重の救済システムの構築と組織的な情報共有を確実なものとするため、学校、教育委員会、市が連携して、いじめ対策に取り組んでいます。

学 校

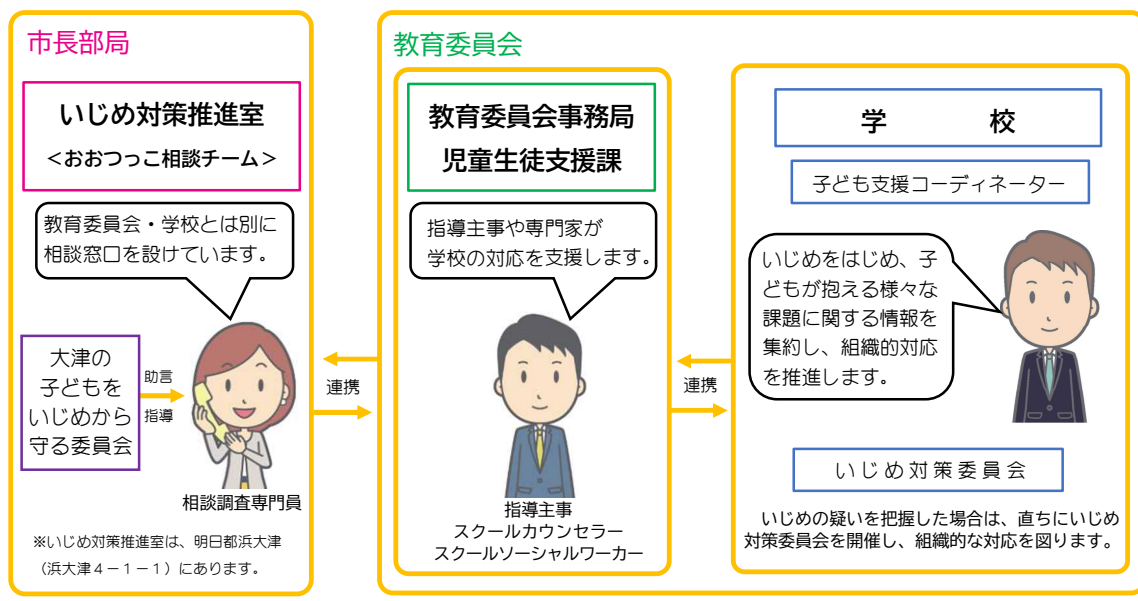
- ・子ども支援コーディネーターが中心となり、学校全体でのいじめ対策を推進します。
- ・学校でいじめの疑いを把握した場合は、教員個人で抱えることなく、速やかにいじめ対策委員会を開催して、組織的に対応します。
- ・把握したいじめ（疑いを含む）事案については、全件、教育委員会（児童生徒支援課）に報告します。

教育委員会

- ・いじめ対策を所管する児童生徒支援課に、指導主事や専門家を配置しています。
- ・学校からの報告内容を確認し、積極的に学校に対して指導・支援を行います。
- ・深刻と考えられる事案については、早い段階で指導主事や専門家を学校に派遣して対応を支援します。
- ・学校からのいじめ（疑いを含む）事案に関する報告は、全件、大津市のいじめ対策推進室と共有します。

大 津 市

- ・教育委員会ではない市長部局に、いじめ対策推進室を設置しています。
- ・学校、教育委員会とは別の立場で、いじめに関する相談に対応しています。また、市立小・中学校に通っていない子どもも含め、対応しています。
- ・教育委員会から情報共有されたいじめ（疑いを含む）事案の報告を確認し、必要に応じ、対応状況等の確認や助言を行います。
- ・条例に基づき設置されている「大津の子どもをいじめから守る委員会」で、外部の有識者や専門家から助言・支援を得ながら対応を行います。



第3期大津市いじめの防止に関する行動計画(大津市いじめ防止基本方針)より

Ⅱ 本市における相談対応等の実績

守る委員会が調査等を行ういじめ事案については、いじめ対策推進室の相談調査専門員が相談等を受けたものであり、この章の内容は、その相談対応等の実績について、いじめ対策推進室が取りまとめ、守る委員会に報告があったものです。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談のほか、市立小中学校が教育委員会へ報告したいじめ事案に関する報告を受け、必要な事実確認や解決を図るための方策を検討するとともに、必要に応じて守る委員会へ報告し、子どもの安心・安全を確保するための支援方針等のアドバイスを受けています。

また、相談調査専門員は、子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点を活かして、子どもや保護者等からの相談に対応していますが、いじめの解消に向けた支援だけでなく、いじめ防止に関わる広報・啓発活動などにも取り組んでいます。

こういった活動は、平成25年、いじめ対策推進室に【おおつつこほっとダイヤル】という相談専用の電話を設置して始まり、令和6年度は、開設から12年目となりました。いじめ対策推進室は、子どもから直接相談を受ける窓口となることから、子どもに身近な存在として認識してもらえよう、普段から【おおつつこ相談チーム】という名称を用いて活動しています。現在、電話相談のほか、面談、手紙、メールなど、様々な方法で相談が寄せられており、以下は、その相談状況について整理したものです。

1 相談の件数等

相談受付状況

表1 相談受付状況

	事案数（件）	延べ対応回数（回）	1件あたりの 平均対応回数（回）
平成25年度	183	650	3.55
平成26年度	151	745	4.93
平成27年度	153	1,030	6.73
平成28年度	172	932	5.42
平成29年度	182	1,040	5.71
平成30年度	207	866	4.18
令和元年度	224	1,325	5.92
令和2年度	123	1,163	9.46
令和3年度	94	1,014	10.79
令和4年度	137	1,229	8.97
令和5年度	136	936	6.88
令和6年度	200	1,071	5.36

令和6年度最大の変化は、6月末からメールフォームでの相談受付の運用を開始したことです。令和6年度は、メールによる初回相談が、令和5年度の3件から79件へ大きく増加し、メールによる相談（以下「メール相談」といいます。）の延べ対応回数も、令和5年度の36回から122回へ大きく増加しました。

表1は、12年間の相談受付状況です。【おおつつこほっとダイヤル】への電話相談を含め、令和6年度に相談を受けた事案数は、令和5年度から64件増の200件となり、相談対応回数は、延べ1,071回でした。令和6年度の1件あたりの平均対応回数は、5.36回で、令和2年度以降の平均対応回数と比べ減少していますが、これは後述するメール相談において返事を要さない単発の相談が増加したためだと考えられます。一方で、最も多いものでは250回以上対応するなどいじめ等の問題解決のために中長期的に関わった事案もあり、その他、他機関と連携する機会も多くありました。

いじめの本質的な解決は、「ごめんね。」「いいよ。」といった表面的な謝罪や仲直りにあるわけではなく、子どもの尊厳の回復にあります。また、尊厳の回復の過程も個別の事案で異なり、トラブルが解決すればすぐに不安がなくなるというものではありません。そのため、子どもが感じている気持ちを丁寧に聴き取るようにし、問題解決後も子どもから「もう大丈夫。」という言葉が聴くことができるまで対応を行うように心がけています。

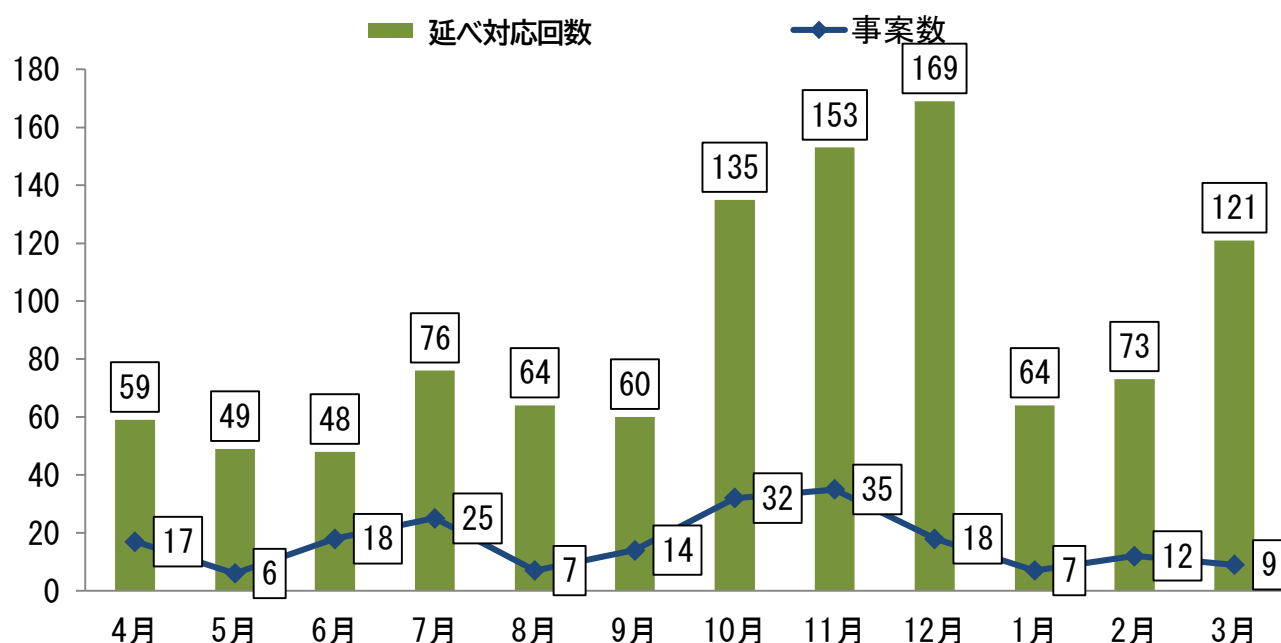


図1 令和6年度 相談受付状況

図1は、令和6年度の月別相談受付状況です。事案が年度を跨ぐ場合は、新規事案として計上しているため、4月の事案数には、前年度からの継続事案も含まれます。また、年度末までに一旦問題解決に至った事案であっても、環境の変化を伴う年度変わりのタイミングで、電話や手紙などによる様子確認のフォローアップを行っています。

条例では、6月と10月を「いじめ防止啓発月間」と定めています。令和6年度は、6月に学校を通して【おおつつこほっとダイヤルカード^{※1}】、【おおつつこ相談チーム通信（夏号）^{※1}】を子どもへ配布し、10月には同じく学校を通して【手紙相談用紙^{※1}】、【おおつつこ相談チーム通信（秋号）^{※1}】を配布しました。月別では、例年10月にピークを迎えていましたが、10月上旬に配布していた手紙相談の用紙を、令和6年度は10月下旬に配布した影響があったのか、新規事案数は11月（35件）、延べ対応回数は12月（169回）がピークとなりました。

6月・10月は、新たなクラスの関係に慣れてきたり、人間関係が複雑になってきたりすることで、いじめが発生しやすい環境が生まれます。いつの間にかできてしまった力関係に戸惑いを感じたり、作られてしまったキャラクターを演じ続けることにしんどさを感じたりする子どもも少なくありません。いじめの相談だけではなく、「自分のことを分かってほしい。」「自分の思いを聴いてほしい。」といった相談もこの時期に寄せられます。

このような時期に、広報・啓発ツールを配布することで、悩んでいる子どもが「誰かに相談してみよう。」と思うきっかけになればと考えています。広報・啓発ツールを配布した直後には、相談件数が増加する傾向にありますが、配布した直後に限らず、一年を通じて相談が寄せられる身近な相談窓口の一つとなれるよう、今後も広報・啓発活動を続けていきます。

^{※1} 3【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動(27p～32p)参照

相談対応の内訳

表2 相談者の内訳

		子ども	保護者等	学校・ 関係機関等	市民等	合計
令和元年度	回数（回）	555	548	198	24	1,325
	割合	41.9%	41.4%	14.9%	1.8%	100%
令和2年度	回数（回）	355	421	382	5	1,163
	割合	30.5%	36.2%	32.8%	0.4%	100%
令和3年度	回数（回）	181	432	387	14	1,014
	割合	17.9%	42.6%	38.2%	1.4%	100%
令和4年度	回数（回）	344	474	404	7	1,229
	割合	28.0%	38.6%	32.9%	0.6%	100%
令和5年度	回数（回）	271	378	277	10	936
	割合	29.0%	40.4%	29.6%	1.1%	100%
令和6年度	回数（回）	384	209	474	4	1,071
	割合	35.9%	19.5%	44.3%	0.4%	100%

※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。以下の図表において全て同じ。

表2は、延べ対応回数の対象となった相談者の内訳を年度ごとにまとめたものです。

令和6年度の延べ対応回数全体に占める【子ども】の割合と【保護者等】の割合を併せると5割を超えており、これは全体における当事者の対応が半分以上を占めていることになります。令和6年度の【学校・関係機関等】の対応は、令和5年度から約15%上昇しています。【学校・関係機関等】が一定の割合を占めるのは、相談対応では、子どもや保護者等への対応にとどまらず、子どもの最善の利益の実現に向けて、教職員や関係機関職員等と連携する機会もあるためです。

表3 令和6年度 初回相談者内訳(件)

	子ども							保護者等		学校・ 関係機関等			市民等	計
	就学 前	小学 校低学 年	小学 校高学 年	中学 生	中卒 の子 ども 高校 生	1 8 歳 以 上	学 齢 不 明	親	親 以 外 の 親 族	教 職 員	教 委 職 員	市 職 員		
いじめ	0	23	37	22	0	0	0	28	1	1	0	4	1	117
いじめ以外	0	9	29	17	1	0	0	10	2	3	0	0	2	73
計	0	32	66	39	1	0	10	38	3	4	0	4	3	200
	148							41		8				

(参考：令和5年度)

(参考：令和5年度)														
計	0	23	28	10	5	0	3	50	4	3	1	3	6	136
	69							54		7				

表3は、令和6年度の初回相談者の内訳です。初回相談者とは、その事案について最初に相談をしてきた人のことを言います。

令和6年度は、令和5年度に比べ、初回相談者における子どもの割合が顕著に増えていますが、これは後述するメールフォームによる相談件数の増加の影響が大きいと思われます。

相談してくる子どもの中には、問題を解決してもらいたい訳ではなく、「自分の気持ちをただ聴いてほしい。」という思いを持っている子どもも少なくありません。そのため、相談対応の中では、早急に解決へ導こうとするのではなく、子どもの隣に寄り添って歩くようなイメージを大切にしながら、話を聴くように心がけています。

また、おおつつこ相談チームに相談してきた子どもの中には、「保護者や学校の先生に相談したら大事になるので、相談できなかった。」という声もあり、おおつつこ相談チームが「秘密を守る第三者的な相談窓口である。」という認識が活動の継続とともに子どもの間にも浸透してきたように思います。

表4 相談の対象となる子どもの学齢別内訳

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校・ 中卒後	18歳 以上	その他	計
令和4年度	回数(回)	1	245	371	461	137	0	14	1,229
	割合	0.1%	19.9%	30.2%	37.5%	11.1%	0%	1.1%	100%
令和5年度	回数(回)	4	248	453	187	32	1	11	936
	割合	0.4%	26.5%	48.4%	20.0%	3.4%	0.1%	1.2%	100%
令和6年度	回数(回)	1	114	433	476	29	2	16	1,071
	割合	0.1	10.6	40.4	44.4	2.7	0.2	1.5	100%

表4は、延べ対応回数を相談の対象となる子どもの学齢別に分類したものです。令和6年度は、【中学生】の割合が最も多く、全体の約45%を占めています。長期対応した事案の学齢が大きく反映されるため、年度ごとに件数や割合が大きく変化します。令和6年度は、【中学生】における相談対応で長期にわたる事案が複数あったことから、延べ対応回数が増加したと考えられます。次いで、【小学校高学年】も比較的高い割合で推移しており、令和6年度は、全体の約40%を占め、【小学校低学年】と合わせると全体の半数以上を占めました。

近年、相談対応が中・長期にわたる傾向にありますが、相談内容が深刻かつ、複雑であり、相談終結にたどり着くまでに時間を要する事案が増えてきています。また、相談当初は、いじめの相談であったものでも、相談を重ねるにつれて、思春期的な悩みや家族に対する悩みなどが語られることも少なくなく、子どもの悩みが複雑に絡まっていることも影響していると考えられます。

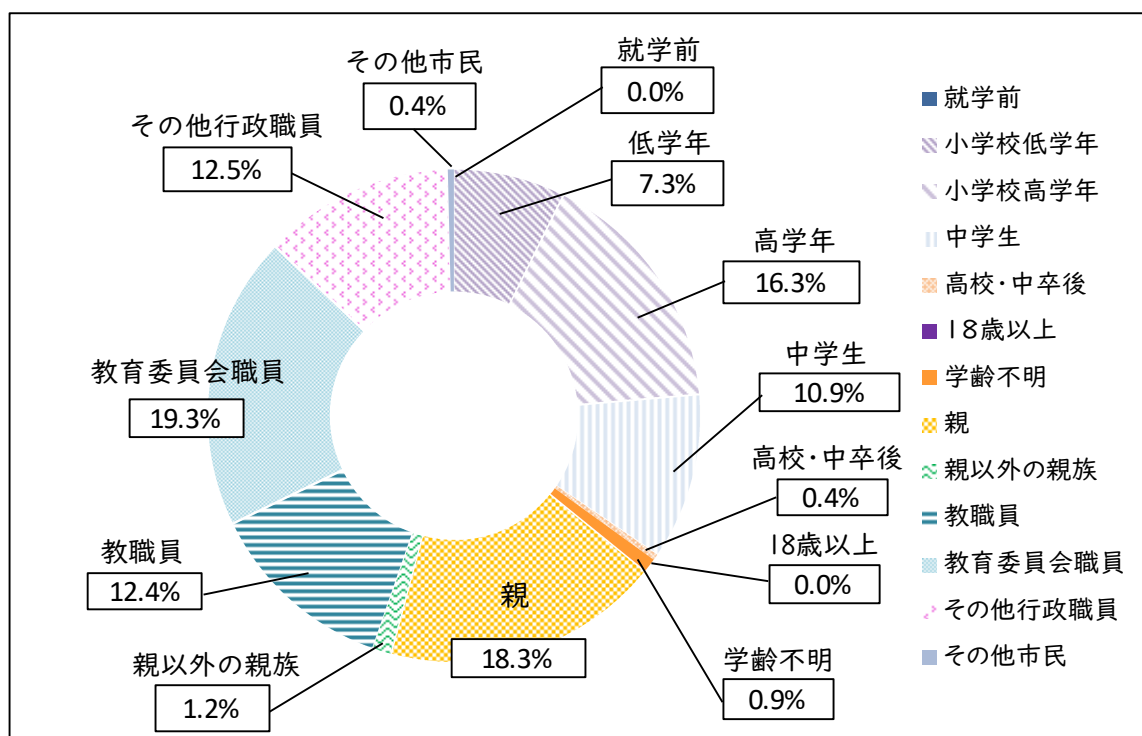


図2 令和6年度 相談者の内訳 詳細

図2は、令和6年度の相談者の内訳の詳細な割合です。保護者や教職員等の大人の思いと子どもの思いが異なるものであることは少なくありません。子どもの意向をもとに、学校等の関係機関と連携して相談対応にあたる場合がありますが、その際には、子どもが安心できる環境をどのように実現していくかを教職員等と一緒に考えていくように心がけています。

また、大人に比べて子どもは、自分の思いを言葉にすることが難しいため、話し合いの場に相談調査専門員が立ち会い、子どもが自身の思いや考えを伝える手伝いをすることもあります。

当事者である子どもとの直接の関わり

おおつつこ相談チームでは、子どもを中心とした支援を実現するべく、初回の相談が大人（保護者等）からであった場合でも、その事案の当事者である子どもの気持ちを把握できるよう、子どもと会って話を聴く機会を確保するように努めています。

表5は、事案対応にあたり、当事者である子どもとの直接の関わりの有無を整理したものです。令和6年度は、新規事案200件のうち、当事者である子どもと直接関わることはできたのは160件で、全体の8割を占め、これまでより増加しています。

また、P. 11表3のとおり、子どもが初回相談者であった事案が148件なので、『初回相談は大人からであったものの、相談対応をしていく中で子ども本人と関わるができるようになった』事案は、12件ということになります。

表5 令和6年度 当事者である子どもとの直接の関わり(件)

	あり	なし	計
令和2年度	76	47	123
令和3年度	50	44	94
令和4年度	79	58	137
令和5年度	86	50	136
令和6年度	160	40	200

保護者から初回相談があった場合、子どもとの面談につなげるためには、まず、相談調査専門員が相談してきた保護者からの信頼を得ることが大切だと考えます。いじめという予期せぬ事態に直面し「どうしたらいいかわからない。」という状態で電話をかけてくる保護者もいるため、まずは、相談調査専門員が保護者の思いを受け止めながら、丁寧に話を聴きます。そして、状況を整理しながら、解決方法を模索する中で、子ども本人の思いや意向を確認するために、子どもとの面談をお願いしています。

直接関わりをもった子どもの内訳

図3は、令和6年度に直接の関わりをもった子どもを学齢別に分類したものです。

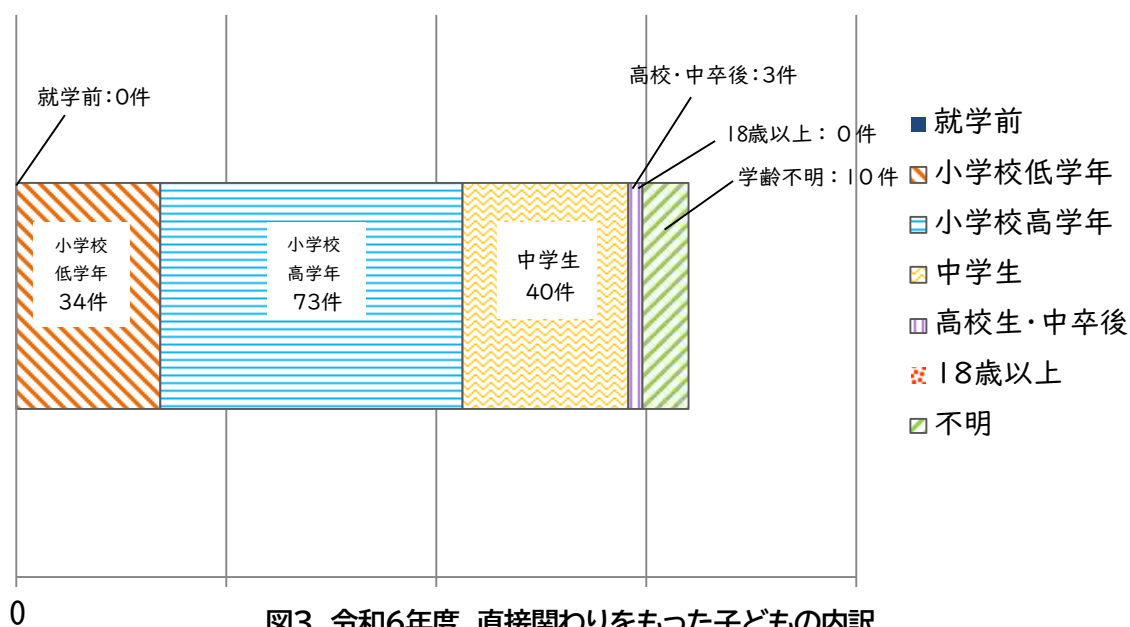


表6 令和6年度 直接関わりをもった子どもの学齢(人)

	就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生 中卒後	18歳 以上	年齢 不明	計
令和2年度	1	21	28	14	7	2	3	76
令和3年度	0	13	11	16	6	2	2	50
令和4年度	0	22	34	12	7	0	4	79
令和5年度	0	27	37	14	6	0	2	86
令和6年度	0	34	73	40	3	0	10	160

表6は、直接関わりをもった子どもの学齢別の内訳の推移を示したものです。令和6年度は、【おおつつこ相談チーム通信※²】や【啓発ポスター※²】などを通して、『おおつつこ相談チームが子どものための相談窓口であること』を保護者に向けても発信してきました。令和6年度は、【小学校高学年】と【中学校】の件数が顕著に増加していますが、これは後述するメール相談が影響していると考えられます。

※² 3【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動(27p～32p)参照

相談対応の方法

表7 令和6年度 相談対応の方法

	面談	電話	手紙	メール	その他	計
回数(回)	303	513	133	122	0	1071
割合	28.3%	47.9%	12.4%	11.4%	0.0%	100%

表7は、令和6年度の相談対応の方法を整理したものです。

おおつつこ相談チームでは、主に以下の4つの方法で相談対応を行っています。

① 電話での相談

フリーダイヤルの相談電話専用回線【おおつつこほっとダイヤル】を設けて、相談対応を行っています。学校からの配布物や市の広報誌を通じて、このフリーダイヤルの番号をより多くの子どもや市民等へ広く通知するように努めています。

② 面談での相談

電話相談や手紙相談で始まった相談についても、できるだけ相談者と直接会って話せる機会につながるよう努めています。生身の人間同士が触れ合う時に感知しあえる表情、声、話し方、身体の動きなどの様々な情報が相手の心情を理解する際に有効であり、『子どもの声を聴く』という相談対応においては、これらを含むコミュニケーションが不可欠です。

表8 令和6年度 面談対応における相談場所

	相談室 (明日都)	家庭 訪問	学校	市民 センター	児童クラブ ・児童館	公園	行政 機関	その他	計
回数(回)	149	0	38	25	17	0	73	1	303
割合	49.2%	0.0%	12.5%	8.3%	5.6%	0.0%	24.1%	0.3%	100%

表8は、令和6年度の面談対応における相談場所を整理したものです。

明日都浜大津2Fにあるいじめ対策推進室には相談室があり、相談者が来所した場合は、相談室で面談を行います。また、本市の地理的事情もあり、相談室まで面談に来ることが難しい相談者も少なくないため、家庭訪問や地域の公民館・児童館・公園などでの面談も行っています。

【学校】の項目の内訳には、相談者との面談のみではなく、子ども及び保護者から「関係調整」の要望があった場合、あるいは『子どもの最善の利益』を保障するという名目で学校へ「関係調整」に入った件数も含まれます。

「関係調整」では、子どもを中心とした支援を実現するために、子どもの気持ちや意向を丁寧に確認する作業が欠かせません。そのために複数回の面談をお願いすることがありますが、子どもに過度な負担をかけないように配慮し、子どもが会いやすい場所で面談を実施するなどしてい

ます。

また、先に述べたように、令和6年度は【学校・関係機関等】の対応が増加しており、積極的な「関係調整」を行った結果、令和5年度に比べ、【相談室】以外の【学校】、【市民センター】、【行政機関】での面談も多くなっています。

③ 手紙での相談

毎年、手紙相談の用紙を子どもに配布しています。令和6年度は、いじめ防止啓発月間である10月に大津市内にある公立の小学校・中学校、私立学校、市民センター、フリースクール等に配布しました。

表9 令和6年度 手紙相談 月別受付状況(回)

手紙	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受信	2	2	0	5	2	0	3	27	8	1	3	1	54
発信	3	1	2	4	10	3	5	27	9	3	6	6	79
合計	5	3	2	9	12	3	8	54	17	4	9	7	133

表9は、令和6年度の手紙相談における月別受付状況を整理したものです。

子どもの中には、「電話ではちょっと話しにくい。」「電話をかける環境が整っていない。」といった悩みを抱えている子どもも少なくありません。そのような子どもにとって、手紙は、自分の思いを誰かに伝えるための方法の一つとなっています。令和6年度は、令和5年度の受信回数（56回）から2回減って54回となりましたが、相談対応の方法（表7）における手紙相談の割合については、令和5年度同様に全体の1割以上を占めています。

発信回数が受信回数を上回っていますが、これは後述するとおり、メールフォームによる相談受付の返事の方法をメールではなく、手紙又は電話としているためであり、発信回数79回のうち、42回は、メール相談の返事として手紙を郵送しています。

表10 令和6年度 子どもとの手紙相談の内訳(回)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	不明	小計	合計
	14	7	25	32	20	12	0	110	132
中学校	1年	2年	3年				不明	小計	
	12	6	4				0	22	
高等学校	1年	2年	3年				不明	小計	
	0	0	0				0	0	
不明							不明	小計	
							0	0	

表10は、子どもとの手紙相談の対応回数を学年別に分類したものです。小学生からの手紙相談対応回数は110回となっており、これは子どもとの手紙相談対応回数132回のうち80%以上を占めています。

小学校低学年においても、携帯電話やスマートフォンの所持率は年々上がってきていますが、手紙は小学生の子どもにとって、身近な相談ツールの1つとなっているようです。

手紙相談を継続する場合は、手紙で相談を続けるケースがほとんどですが、手紙から電話や面談につながったケースもあります。

子どもから届いた手紙には、たくさんの思いが込められています。たった一往復、まして文字のやりとりだけで相談を行うことは非常に難しいことですが、手紙を書ってくれた子どもの気持ちに少しでも寄り添えるように、おおつつこ相談チームで検討を重ねて返事を書いています。

また、子どもからの手紙の中には、「自分の気持ちを書いたことですっきりした。」「返事はいらないけれど、自分の気持ちを聞いてほしい。」といった内容のものもあり、手紙が、子どもにとって自分の気持ちや考えを整理してすっきりするためのツールとなることも分かりました。

④ メールでの相談

第3期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）に基づき、相談窓口の選択肢を広げ、誰もが相談しやすい環境づくりを進めるため、令和6年6月より、教育委員会から市内小中学校へ通う全児童生徒へ貸与されている学習用タブレット端末等からおおつつこ相談チームに相談できるメールフォームによる相談の受付を開始しました。

表11 令和6年度 メール相談 相談者内訳(回)

	子ども							保護者等		学校・関係機関等			市民等	計
	就学 前	小学 校低学 年	小学 校高学 年	中学 生	中卒 高校生 の子 ども	18 歳以 上	学 齢不 明	親	親 以外 の親 族	教 職 員	教委 職員	市 職 員		
受信	0	15	59	30	0	0	3	3	0	0	0	1	2	113
送信	0	0	1	3	0	0	0	0	0	2	1	2	0	9
計	0	15	60	33	0	0	3	3	0	2	1	3	2	122
	111							3		6				

表12 令和6年度 メール相談 月別受付状況(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受信	0	1	13	11	10	14	25	12	9	3	6	9	113
発信	2	0	0	1	0	0	5	1	0	0	0	0	9
合計	2	1	13	12	10	14	30	13	9	3	6	9	122

表11からメール対応122回中9割以上の113回が受信となっています。これは、メールフォームが受付専用で、返信は原則手紙又は電話で行うこととしているためです。メールの受信113回中107回が子どもからの受信で約95%（手紙相談も約98%が子どもから）であり、メールや手紙は、子どもたちの声を受け止めるためのツールとして一定機能していると考えます。

また、子どもからのメール受信について、学齢別では【小学校高学年】が半数以上と最多ですが、【中学生】も3割近くとなっており、中学生からの受信が14%である手紙相談を補完するツールとなっていると考えます。

子どもからのメール受信（107回）中、メールフォームを利用したもの（106回）のうち返事を希望するものは、49回で約46%に留まりました。また、49回のうち、7回が電話、42回が手紙での返事を希望しており、手紙が約86%を占めました。これらの結果から、入力、送信するだけで落ち着く子どもが一定数いる一方で、電話を受けることへのハードルが高い子どももいるということがうかがえます。

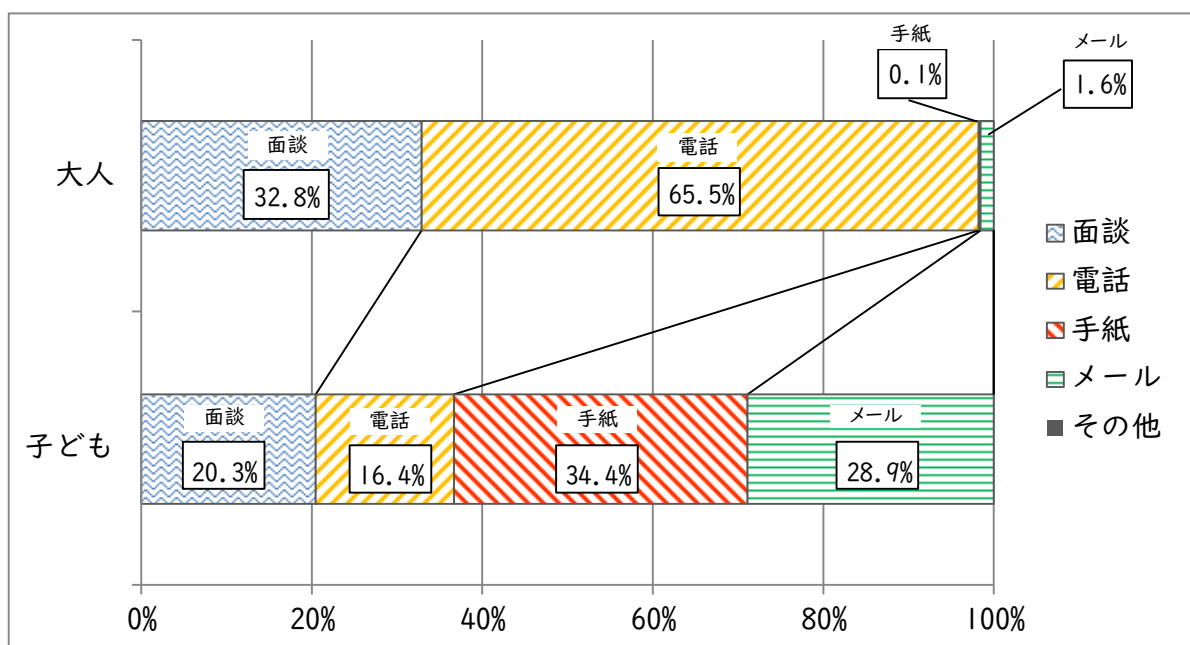
相談方法の内訳

令和6年度の大人と子ども別の相談方法の内訳を表13と図4にまとめました。

表13 令和6年度 相談方法【大人・子ども別】(回)

	面談	電話	手紙	メール	計
大人	225	450	1	11	687
子ども	78	63	132	111	384
計	303	513	133	122	1,071

図4 令和6年度 相談方法【大人・子ども別】



大人の相談方法は、例年、【電話】が最も多く、令和6年度においても7割近くを占めています。その一方で、子どもの相談方法においては、例年、【電話】、【面談】、【手紙】それぞれ3割程度で推移してきましたが、令和5年度は【手紙】の割合が約4割を占め、令和6年度は【手紙】、【メール】を合わせた割合が約6割を超えました。【電話】の割合は年々減少傾向にあり、子どもたちの話を聞いていると固定電話を引いていない家庭が増えてきているようです。相談窓口も時代の変化に合わせて子どもたちが相談しやすい仕組みを考えていく必要があると感じます。

電話や手紙、メールから始まった子どもからの相談については、子どものニーズを確認しつつ、1回は面談を提案するようにしています。面談は、保護者の送迎等が必要になる場合が多いため、実現が難しいのですが、会って話すことで、子どもが自分の気持ちをうまく言葉で表せない場合も、その表情や仕草から読み取れるものが多くあります。子どもは、最初は初めて会う大人に対して、少し緊張した様子も見えますが、遊びを取り入れながら面談を重ねていくうちに、徐々に心を開いてくれるようになり、「会って話ができてよかった。」と言ってくれることが多いです。

2 相談の内容

いじめを主訴とする相談

表14 令和6年度 初回相談内容の内訳

	いじめ	いじめ以外	計
件数(件)	120	80	200
割合	60.0%	40.0%	100%

表14は、令和6年度の新規相談200件の主訴の内訳を示したものです。新規相談200件のうち、主訴がいじめの件数が6割となりました。

表15 令和6年度 いじめを主訴とする相談内容の内訳

いじめの主訴		脅ひやか し文句・ 嫌なこ とを言 われ る	仲間はず れ、集 団によ る無視 をされ る	叩軽く ぶつ かれた り、蹴 られた り、遊 ぶふり をし て	蹴ひど くぶ つ され たり、 叩か れた り、	金品を たか られ る(恐 喝)	金品を 隠され たり、 捨て られ たり、 盗まれ たり、	嫌なこ とや恥 ずかし いこ と、危 険な	誹謗中 傷や嫌 なこ とをさ れる	その他	計
新規 相談	件数(件)	53	34	9	4	0	4	13	3	0	120
	割合	44.2%	28.3%	7.5%	3.3%	0.0%	3.3%	10.8%	2.5%	0.0%	100%
対全体 ※割合		26.5%	17.0%	4.5%	2.0%	0.0%	2.0%	6.5%	1.5%	0.0%	60.0%

※割合(%)は、新規相談200件に対する割合を示します。

表15は、令和6年度のいじめを主訴とする新規相談件数120件の相談内容の内訳を示したものです。いじめを主訴とする相談では、【ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる】が最も多く、次いで【仲間はずれ、集団による無視をされる】といった訴えが多くなりました。「ちょっとしたトラブルだろう。」という考えが、重大ないじめ事案につながる可能性があることと認識し、早い段階でいじめに気づき、適切な対応を行うことが子どもをいじめから守る上で非常に重要になります。子ども本人が、嫌だと感じた時にすぐSOSを出せる環境を作ることは、私たち大人に課せられた大切な役割であると感じています。

いじめを主訴とする相談内容の変化

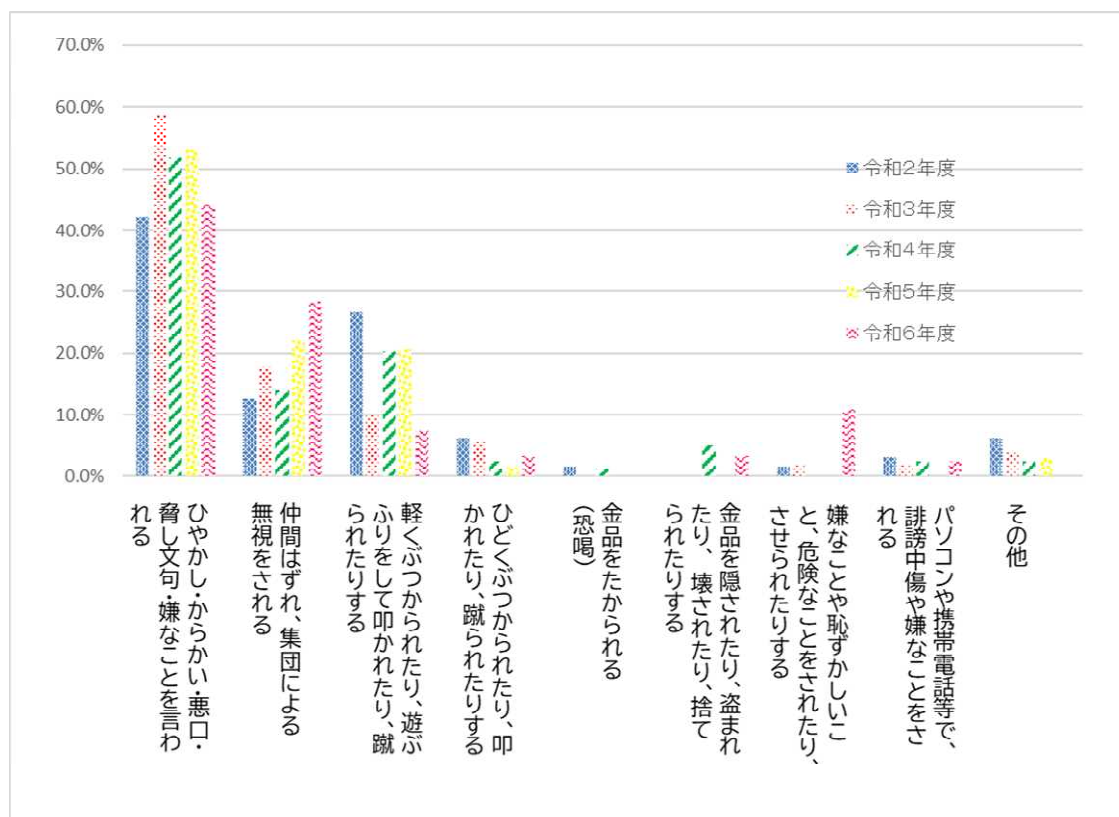


図5 いじめを主訴とする相談内容の変化

図5は、令和2年度から令和6年度までの5年間のいじめを主訴とする新規相談内容の内訳の割合の変化を示したものです。

【ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる】は、令和6年度だけでなく、過去5年間にわたり最も多かったものですが、減少傾向にあります。

【軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする】、【ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする】のような暴力行為についても減少傾向にある一方、【仲間はずれ、集団による無視をされる】は増加傾向にあります。またこれまで多くはなかった【嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする】などは、令和6年度は急増し1割を超えています。

学校生活では、子ども同士が接する時間が多くなるため、様々なトラブルが起こります。子どもたちは、自分の気持ちをうまく伝えることができなかったり、同調圧力に翻弄されたりしながら学校生活の中で人との関係性を学んでいきます。

小学校、中学校の子どもたちは、子どもたち同士の関係性の構築のために、周囲の大人のさりげない手助けを必要としているのかもしれません。

いじめ以外を主訴とする相談

表16 令和6年度 いじめ以外を主訴とする相談内容の内訳

いじめ以外の主訴		交友関係	不登校	非行	心身	教員等の指導	学校園の対応	行政対応	子育て	家族関係	虐待	学業	その他	計
新規相談	件数(件)	14	3	0	7	16	7	2	2	10	3	8	8	80
	割合	17.5%	3.7%	0.0%	8.8%	20.0%	8.8%	2.5%	2.5%	12.5%	3.7%	10.0%	10.0%	100%
対全体※割合		7.0%	1.5%	0.0%	3.5%	8.0%	3.5%	1.0%	1.0%	5.0%	1.5%	4.0%	4.0%	40%

※割合(%)は、新規相談 200 件に対する割合を示します。

表16は、令和6年度のいじめ以外を主訴とする新規相談件数80件の相談内容の内訳を示したものです。

令和6年度は、【教員等の指導】が16件で最多となり【学校園の対応】の7件を合わせて約3割が学校に対しての訴えでした。いったん失われた信頼はなかなか取り戻すことができず、長期の不登校につながるケースもあります。子どもたちからは「自分の不安や戸惑いを周囲の大人に理解してもらえない。」といった内容の相談がありました。

令和6年度は、【交友関係】の相談が14件ありました。友人関係の構築に戸惑いを感じ、不安や悩みを抱える子どもは少なくありません。子どもたちの中には、自分自身のモヤモヤした気持ちをうまく表現できず、クラスや学校に自分の居場所を見つけることができず、不登校となってしまうこともあります。

また、【心身】、【家族関係】、【学業】の相談からは、安心・安全な場所であるはずの家庭においても、同居する家族との複雑な関係の中で生活している子どもが少なくないことが分かります。

子どもや保護者が抱える問題は複合的であり、いじめかはいじめではないかだけで考えることができない場合が多くあります。おおつつこ相談チームでは、いじめ以外の問題が関係し、相談調査専門員のみでの対応が困難な場合には、他の関係機関等との連携を意識しながら活動しています。他機関等との連携体制をとる中では、気持ちを伝えてくれた子どもをどう支援していくかについて、それぞれの機関・組織がよく考え、子どもと正面から向き合って力を尽くしていく必要があります。

いじめ以外を主訴とする相談内容の変化

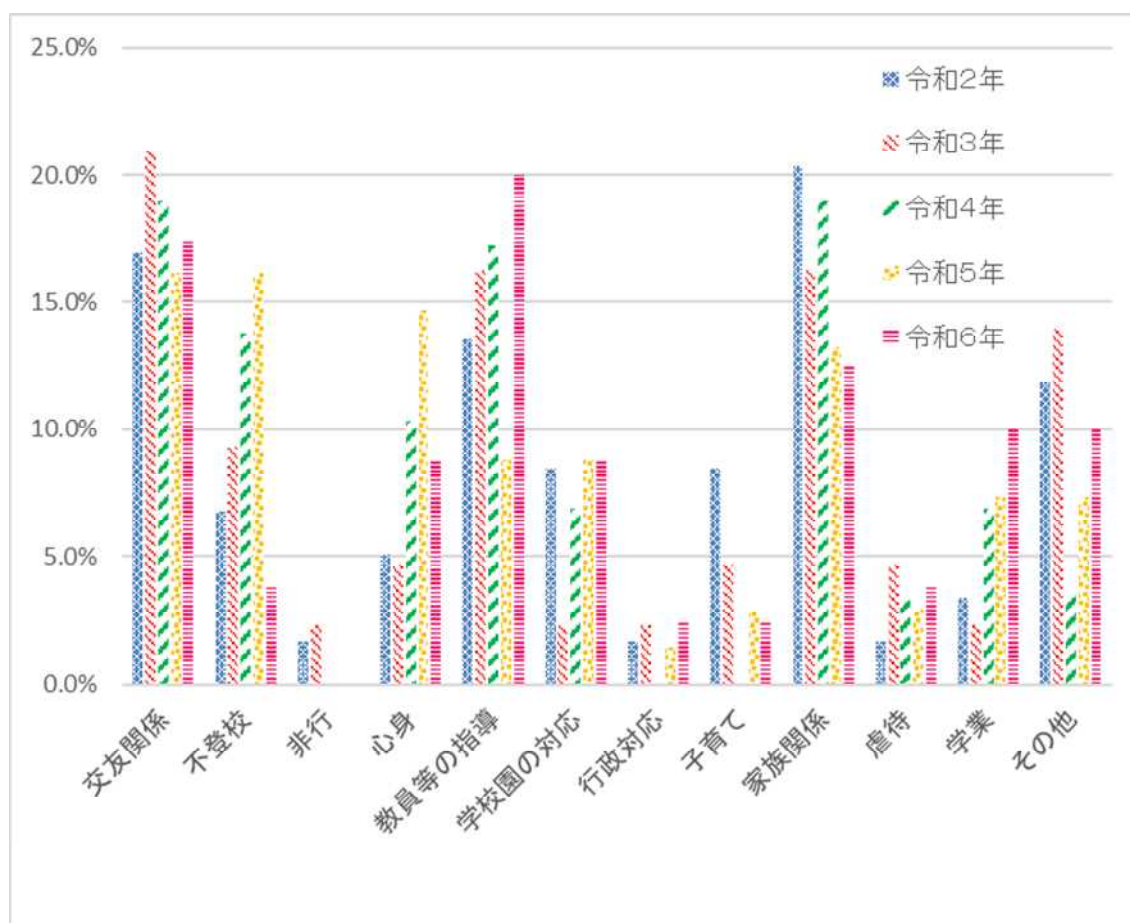


図6 いじめ以外を主訴とする相談内容の変化

図6は、令和2年度から令和6年度までの5年間で、いじめ以外を主訴とする相談内容の内訳の割合の変化を示したものです。

令和6年度では、前年度に比べ【教員等の指導】の相談が増えました。子どもたちは、教職員や大人の言動を常に見て冷静にジャッジしています。私たち大人が人権意識をもって人と接することが、子どもたちの人権意識の向上につながります。

また、【心身】に関する訴えでは、社会情勢や身近な環境の変化、自分自身の将来について、戸惑いや不安を抱いている子どもからの相談が増えています。

子どもは、自分自身や家族を中心とした小集団から少しずつ広がっていく人間関係の中で、さまざまな人と出会いながら成長していきます。自分の思いを受け止めてくれる人との出会いは、子どもの豊かな心の成長につながります。

副次的な訴え

表17は、令和6年度の副次的訴えの内容を整理したものです。対応回数では、副次的訴えとして、例年【学校園の対応】が高い割合を占めています。令和6年度は【虐待】、【家族関係】、【交友関係の悩み(いじめ以外)】、【子どもの心身の悩み】、【不登校】に関する訴えも多くありました。

表17 令和6年度 副次的訴え

		交友関係の悩み (いじめ以外)	不登校	子どもの非行	子どもの心身の悩み	教員等の指導	学校園の対応	行政の対応	子育て	家族関係	虐待	学業	その他	該当なし	計
令和6年度	対応回数(回)	65	35	0	53	24	347	9	11	65	153	3	11	295	1071
	割合	6.1%	3.3%	0.0%	4.9%	2.2%	32.4%	0.8%	1.0%	6.1%	14.3%	0.3%	1.0%	27.5%	100%

相談の主訴がいじめかいじめ以外かにかかわらず、丁寧に話を聞いていくと、数々の問題が複雑に絡み合っている場合があります。副次的な訴えの内容也多岐にわたり、子どもを取り巻く問題が複合的であることがわかります。

【学校園の対応】、【教員等の指導】の訴えの背景には、いじめ事案の発生を契機に子どもと保護者、子どもと学校園・教員等の関係がこじれてしまい、子どもと大人の信頼関係が失われ、子どもが孤立してしまう事案が少なからずあります。そのような場合には、おおつつこ相談チームは、第三者的な立場を大切にしながら、当事者である子どもの気持ちを置き去りにしないように、丁寧に子どもの意向を確認し、必要に応じてそれを保護者や学校の先生等へ伝えるといった調整活動を行うこともあります。

子どもを取り巻く問題は複合的であり、いじめの問題と並行しながら、また時には、いじめの問題が解消した後に、他の問題が明らかになることもあります。このような場合、他機関等への連携や引継ぎを含め、子どもを継続的に支援していくあり方を常に探りながら対応を行っています。

しかし、他機関等との連携を検討していく中で、子どもを取り巻く社会資源の役割や対応の方法等について、当事者へ広く周知ができておらず、そのことが、社会資源を有効に活用することを阻んでいるように感じることもあります。

おおつつこ相談チームや守る委員会を含め、子どもを取り巻く社会資源である諸機関・組織は、それぞれの役割や可能な支援内容等を子どもに正確に知ってもらえるような活動を行い、子どもが主体的に社会資源を選択・利用できるような環境を整備していく必要があります。

相談者と主訴の相手方との関係性

表18 令和6年度 相談者と主訴の相手方との関係性

相談者と主訴の相手方との関係性		子ども 学校 おける 関係	学校外 における 子ども 同士の 関係	子ども と学校 園との 関係	子ども と保護 者・家 族との 関係	保護 者と 学校 園との 関係	行政 機関 との 関係	保護 者間 の 関係	夫婦・ 親族 間の 関係	その他	該当 なし	計
主たる 関係性	対応回数 (回)	815	37	98	84	4	5	0	0	5	23	1071
	割合	76.1%	3.5%	9.2%	7.8%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%	2.1%	100%
副次的な 関係性	対応回数 (回)	19	15	95	229	302	10	2	0	13	386	1071
	割合	1.8%	1.4%	8.9%	21.4%	28.2%	0.9%	0.2%	0.0%	1.2%	36.0%	100%

表18は、令和6年度に寄せられた1,071回の相談内容における相談者と主訴の相手方との関係性を表したものです。主訴がいじめかいいじめではないかを区別せずに、どのような相手との関係に悩んで相談を寄せてくれたかということに着目してみました。

はじめに、主たる関係性においては、【学校における子ども同士の関係】が4分の3以上を占めていることが分かります。子どもの多くは、学校にて、決められたクラスのメンバーと一日の大半を過ごし、その生活を1年単位で繰り返しながら、他者との関わりを学びます。人の集まる場所には、自然に力関係ができ、人との関わりの中で「もめ事」が起こります。次いで【子どもと学校園との関係】が多くなっており、【学校における子ども同士の関係】を合わせると9割近くになっています。子どもは教室の中で、自分の居場所を作るために日々神経を使っていると思われ、この数字からもそのことが読み取れます。

次に副次的な関係性を見ると、【保護者と学校園との関係】、【子どもと保護者・家族との関係】、【子どもと学校園との関係】が、全体の6割近くに及んでいます。子どもは主訴の相手方との問題や悩みを解決するために、家族や学校園の先生等に相談することが多いと思われませんが、そこでの関係においても何らかの悩みや問題を抱えていることが少なくないようです。

特に【子どもと保護者・家族との関係】、【子どもと学校園との関係】に関する相談は、主たる関係性においても副次的関係性においても高い割合を示しています。子どもは、学校や家庭が安心・安全な場所であったとしても、人間関係の中で何らかの悩みや葛藤を抱えながら、成長・発達の歩を進めていくもので、相談活動を通してたくさん子どもと出会う中で、子どもが大人に対して望む思いは、「余計な干渉をされたくないけど、放ったらかしにはされたくない。」ということではないかと感じます。周囲の大人が、子どもの成長・発達の過程にそのようなアンビバレント(両面的)な思いがあることを知っておくことも子ども支援には必要であると考えます。

3 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動

子どもからの相談の直接の窓口となる相談調査専門員については、子どもに身近な存在として認識してもらえるよう、【おおつつこ相談チーム】という名称を用いて活動しています。まずは、子どもに「困った時には相談できるところがある。」ということを知ってもらうために、「いつでもあなたの話を聴くよ。」「一人で悩まないで。」というメッセージを込め、以下のような広報・啓発活動を行っています。

広報・啓発ツールの配布

■おおつつこほっとダイヤルカード

令和6年度は、いじめ防止啓発月間である6月に学校の協力を得て、大津市立小中学校だけでなく、市内小中学校の全学年を対象に【おおつつこほっとダイヤル】のカードを配布しました。

【小学生用】



【中学生用】



■おおつつこ手紙相談

令和6年度は、いじめ防止啓発月間である10月に学校の協力を得て、市内の小中学校の全学年を対象に【おおつつこ手紙相談】の用紙を配布しました。そのほか、市民センターや市内のフリースクールにも配布しています。

手紙相談の用紙は、子どもがSOSを発信しやすいよう、内側に相談内容を書いて三つ折にして封をすれば、切手を貼らずにそのまま投函できるようになっています。子どもが「返信がほしい」と希望している場合は、相談調査専門員が返事を書き、およそ1週間以内には子どもの手元に返事が届くようにしています。

手紙相談の用紙の一部には、【おおつつこほっとダイヤル】のカードを印刷し、子どもがそれを自分で切り取ってカードとして保持できるように工夫を凝らしています。受信した手紙の中には、カード部分が切り取られたものが多数あり、手紙を書いた子どもがカードとして保持してくれているようです。また、令和4年度からは、小学生向けの手紙用紙に自由記述式であったものに【悩みの内容】や【感情（気持ち）】などの項目を追加し、子どもが選択肢の中から丸を付けて選べるようなデザインに変更しています。【感情（気持ち）】に丸をつけられるようになったことで、子どもたちの気持ちがより明確に相談調査専門員に伝わってくるようになりました。

おおつつこ手紙相談用紙

The image displays several components of the 'Ootsuboko Letter Consultation' system:

- Cover Sheet:** Features the Osaka City Office logo, a date stamp (09/20/2024), and contact information for the 'Ootsuboko Letter Consultation Team' (大阪府役所 大阪府社会福祉課).
- How to Use Guide:** Explains the process of writing a letter, folding it, and placing it in a mailbox. It includes a phone number: 0120-025-528.
- Letter Folding Guide:** A diagram showing how to fold a letter into a three-fold format for easy mailing.
- Feelings Dial Card:** A card with a dial for selecting feelings (e.g., happy, sad, angry, nervous) and a section for writing a message.
- Main Consultation Form:** A detailed form for writing a letter. It includes sections for:
 - What's the matter?** (どんなこと?) with options like 'bullying', 'school', 'friends', 'family', etc.
 - When did it happen?** (いつのこと?) with options like 'today', '2-3 days ago', '1 week ago', '1 month ago', etc.
 - How do you feel?** (どんな気持ち?) with options like 'I'm sad', 'I'm angry', 'I'm nervous', 'I'm happy', etc.
 - What do you want to do?** (どんなことがあったか、くわしく教えてください。)

令和6年度は、6月・10月に市立の小中学校に通う子どもを対象に【おおつつこ相談チーム通信】を配布しました。【小学校低学年向け】、【小学校高学年向け】、【中学生向け】と学齢に合わせて内容を変更し、おおつつこ相談チームの活動や日々の相談活動を通じて感じていること、子どもに伝えたいことなどを書いて届けるようにしています。

また、おおつつこ相談チームの活動方針を保護者の方にも理解してもらうために、【小学校低学年向け通信】の中には【保護者の方へ】と題し、活動方針について説明するコーナーを設けました。通信を通じてあらかじめ説明をしておくことで、おおつつこ相談チームの活動方針を理解した上で相談を寄せる保護者も少なくなく、そういった事案では、子どもとの面談にスムーズにつながり、子どもの思いを確認しながら対応することができました。

中学生版

おやつっこ

秋号

相談チーム通信

発行日：2024年10月
発行元：いじり対話室運営

中学生のおみさん こんにちは！

夏が終わり、秋の涼しさを感じる季節になりました。
みなさん、元気にすごしていますか？
おやつっこ相談チームは、みんなが安心して笑顔で生活を送れるように、応援したい！何か困った時、悩んだん時は、一人で抱え込まずに、あなたが話しやすいと感じる大人の人に話してくださいね。
もちろん、おやつっこ相談チームもいつでもあなたの話を聴きます。あなたからの連絡を待っていますね。



フスコット
オーナーの
おみさんです！

おやつっこ相談チームを
紹介しています
ぜひ見てね！



ホーム
ページ



動画

こんな時は、おやつっこ相談チームに相談してね

仲間外れにされている
気がする

傷つくとこを言われた

いじめで困っている
クラスメイトがいる



友だちとけんかした

SNSでトラブルがあった

気持ちやモヤモヤする

話をしてみたら、気持ちやちゅっと楽になるかもしれないよ



どうしたらいいか
一緒に考えます



秘密は
守ります



じっくりあなたの
話を聴きます

あなたが安心して話せるまでなんども話を聴くよ。
ひとりではなやみに話してみてね。あなたからいくらでもきいてます！

おおつっこ相談チームへの相談方法



電話で
話す



会って
相談



手紙で
相談



メールで
相談



フリーダイヤル
の0120-025-528
がかけられます



あなたの家の近くの
おおつっこセンターまで
来ていただくことも

〒520-8575
おおつっこ市にある
あて



コードを照会して
受付時間に入力して

おおつっこほっとダイヤル

フリーダイヤル

おおつっこ

24時間

月・水・金：午前9時～午後5時
火：午前9時～午後5時
※土・日・祝日・年末年始はお休みです

0120-025-528

コラム

“未来を生きるわたし”を想います

「未来を変えられるけれども、過去は変えられない。」という言葉をよく聞きますが、わたしは、この考えは、半分「正確」、半分「間違っている」と思っています。

たとえば、過去には、「変えられない過去である」「過去の事実」と、「変えられ」「過去の意味、の2種類があるからです。たとえば、「過去の事実」そのものを変えることはできませんが、「過去の意味」は、自分がどのように意味づけするによって変えていきます。

たとえば、クラス替えを嫌いだとされて、新しいクラスになじめなかったと、「最悪なクラスだ...」と最悪な思いを抱えてしまった、しかし、その後、最高の友達に会えたのであれば、「このクラスよかった」とも過去の意味づけは、ポジティブなものに置き換えることもできます。過去には、生きている中で変えていって、つらい経験や苦しい経験もします。しかしながら、でも「無理だ...」「どうにもできない...」と思いついて3日もあるかもしれません。

でも、そんな人を見ては、「未来を生きるわたし」は、その経験も力に変えてきつてステップをまたいていくはず！」と、なりたい未来の自分を想像してみてください！という出来事がすぐそこ（近く）ではないでしょうか？イメージですと、少し前向きな気持ちになれる気がします。

さくら市立病院 小児科 小児科長 小島 真由美

トークのせい、イライラや不安を感じやすくなって、ココロが割れてしまっているのかもしれない。

ネガティブな思考ワーク

「自分からは無理だ...」「どうせだ...」「いつまで...」「なんで自分ばかり...」「みんなへだ...」「どうやってしていいのか...」「もし...って思ったうしろさ...」など

ネガティブ思考におひきまわされたいのひけ！

STEP1

【ネガティブな思考ワーク】

まずは、自分だけのネガティブ思考をしっかりと意識することから始めます。箇条書きで意識したときにとこのような言葉が頭に浮かぶのが確認してみよう！

STEP2

【ネガティブな思考ワーク】

ネガティブな思考ワークの例として、そう思った「困難な状況」について考えてみよう！

例：「無理だ...」→なぜ無理だと思っているのか？「自分ばかり...」→自分ばかり...とは？→本当に自分ばかり...

STEP3

【ネガティブな思考ワーク】

ネガティブな思考ワークをポジティブなものに変えてみよう！

練習

例1

無理だ！「どうも...」

無理だ！「どうも...」

例2

無理だ！「どうも...」

無理だ！「どうも...」

例3

無理だ！「どうも...」

無理だ！「どうも...」

おおつこ通信秋号
中学生版



お楽しみ
コーナー

謎解きクイズ



右の二枚のQRコードを読み取ると、ヒントと解答が送られてきます！

01 仲間外れはどれ？



02 に入る数字は何？

ハチミツ キュウリ
モモ バナナ イチゴ

東京 → 5
香川 → 2
山口 → 1
滋賀 → ◆

03 野菜と果物ときのこと
一つずつ「理」せ！



04 に入る数字は何？



アモケサワ
多宅架外海
勇祝悩暇凝
一音響たははは入る入

みし
なし
のし
うか

保護者の方へ

『おかつこ相談センター』は、大津市教育委員会とは別の部署にある別の相談窓口です。
子ども本人からこの相談のほかに、保護者のほかの子どもとのいじめに関する相談も受け付けています。

相談方法

・お電話で
・直接来て

相談の可否や可否など
詳細は必ずお電話にて
お問い合わせください

親子面談

お子さんの気持ちや言葉をも
じっくり聴かせてもらい
解決方法を提案します

※お電話に保護者様から
お申し込みをいただきます

個別調整

お子さんや保護者と面談、
個別調整に向けて、学校と
協力しながら
お子さんの気持ちや言葉をも
お聴きいただきます

協賛・協働機関の紹介

大津市医師会、大津市弁護士会、大津市歯医師会、大津市薬剤師会、大津市獣医師会、大津市福祉協議会、大津市障害者支援センター、大津市障害児者支援センター、大津市障害児者支援センター、大津市障害児者支援センター

お電話で
直接来て

個別調整

おおつつこふれあい交流会

相談調査専門員が、地域に出向いて子どもたちと関わる活動を【おおつつこふれあい交流会】と称し、毎年、夏休み期間中に大津市内の児童館や児童クラブを訪問していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和元年度以降は、出前授業やふれあい交流会など訪問して行く広報・啓発活動を見送ってきました。

令和6年度は、令和元年度以来5年ぶりに相談調査専門員が大津市内の児童館（全6ヶ所）を訪問し、館長や児童厚生員との懇談を実施したのち、遊び等を通じて子どもたちとの交流を行いました。また、子どもたちに向けた啓発ポスターを作成し、各児童館や児童クラブ（民間含む）、市民センター、図書館、へのポスター掲示を依頼しています。

児童館は、子どもたちが、学校や学齢という壁を越えて他者とふれあう貴重な地域の活動の場です。子どもたちは、さまざまな価値観にふれ、時に他者と衝突しながらも、地域に見守られながら、学び、成長していきます。子どもたちにとって、「地域の大人が、自分を見守っている。」という安心感は、現代を生きる子どもたちに欠かせない自己肯定感を育む一助になっているでしょう。また、児童館は、乳幼児期から成人まで長期的に切れ目なく子どもの成長を支援することができる貴重な機関であり、長い年月をかけて醸成された“安心できる関係性”から、「学校や家庭よりも気を許して自分のことを話すことができる。」と感じている子どもも少なくないように感じます。

近年、ひとり親家庭や夫婦共に就労している家庭も少なくなく、長期休暇などに子どもたちが安心して自由でいられる（自分でしたいことを決められる）場所が必要であり、児童館はその役目を果たしていると考えられます。

イベントポスター

おおつつこ相談チーム 夏休みイベント ふれあい交流会 2024

さんやむりよう 参加無料 もうしこみふよう 申込不要

かいさい にちじ 開催日時

●月●日● 午後●:●～●:●

おおつつこ相談チーム といっしょに 遊ぼう! 話そう! 楽しもう!

おおつつこ相談チーム お問い合わせ 0120-025-528 (無料)

開室日時 月・水・金・土 午前9時～午後5時 火 午前9時～午後4時 ※土日・祝日は休室となります

アクセス 明日郎津大津2館 (大津市浜大津館丁1-1) 大津市いじめ対策推進室

相談窓口ポスター

子どものための相談窓口 おおつつこ相談チーム

わたしたちは、いじめや友達関係などで悩んでいる 子どもたちが安心と元気をとれるためのサポートをしています!

相談してくれた子どもたちの声

Aさん なやみや不安がなくなるまで、何度も電話で話を聞いてもらえた! 自分の気持ちをだれかに話していいんだと思った。

Bさん 「初めて話す人にうまく伝えられるかなあ…」と不安だったけど、ていねいに話を聞いてくれるので、自分のペースで話すことができました!

Cさん 学校やうち以外にも相談できる大人がいることがわかって、なんだか「ホッ」と安心できた。

Dさん 学校を休んでいたときも居場所があると知えた。 おおつつこ相談チームで一休みしたことでエネルギーが充電できた!

おおつつこ相談チームが、あなたの力になります。 ひどいできなやまず話してみませんか?

おおつつこほっとダイヤル 0120-025-528 無料でかけられる電話だよ!

スマホやタブレットのカメラで おおつつこに見てもらおう

メール相談 相談する フォーム 相談する

おおつつこ相談チームの紹介動画

令和5年度、子どもたちに、おおつつこ相談チームを知ってもらい、より身近な相談窓口として、気軽に相談してもらえるように【おおつつこ相談チームの紹介動画（30秒）】を作成しました。

動画の内容としては、いじめや友達関係で悩んだときの相談窓口として、おおつつこ相談チームを紹介し、無料の電話や手紙で相談を受け付けていることを説明するとともに、相談者を応援し、その気持ちが晴れるように協力したいというメッセージを伝えるものとなっています。

令和6年度は、配布した広報・啓発物品にも二次元コードを掲載するなどして周知しています。

紹介動画（画面抜粋）

～いじめや友達関係で悩んだときの「おおつつこ相談チーム」～



(1) 大津市役所 YouTube チャンネル

【おおつつこ相談チーム：いじめや友達関係で悩んだとき（30 秒動画）】

<https://youtu.be/U7IFTXVXMWI>

(2) 大津市ホームページ

【おおつつこ相談チームの紹介（子どものみなさんへ）】

[https://www.city.otsu.lg.jp/ijime taisaku/kodomo/2/1.html](https://www.city.otsu.lg.jp/ijime_taisaku/kodomo/2/1.html)

※二次元コード (1)



(2)



4 相談・調整活動例の紹介

実際の相談・調整活動例について、個人情報保護の観点から複数の事例を一般化し、一部加工してご紹介します。

■事例1 小学校5年生Aさんの場合 子どもからの相談【友人関係の悩み】短期対応

1学期も終わりに差し掛かった頃、小学校5年生Aさんからメールが届いた。数日前に学校でおおつつこ相談チーム通信が配布され、それを見て、おおつつこメール相談フォームを利用して相談してくれた。Aさんはメールに「仲良しの友達Cさんからずっと、嫌なことをされたり、言われたりしている。どうしたらいいのかわからない。ゆっくり話したいので電話がほしい。」と書いてくれていた。相談調査専門員Xは、Aさんが指定した日時にAさんに電話をした。Aさんの母が電話に出られ、すぐにAさんに電話を代わってくれた。

Aさんは、相談調査専門員Xとの電話で、堰を切ったようにCさんとのことを話し始めた。Cさんとは、保育園からの友達で、5年生になってクラスは別になったけれど、放課後も一緒に遊んだりしている。4年生までは同じクラスだったので毎日一緒に行動していた。CさんはAさんの家で一緒に遊ぶ約束をしたときに、勝手に他の友達もつれてきたり、Aさんの予定も聞かずに強引に遊ぶ約束をしたり、「今日は遊べない。」と言ったらすごく怒って、無視することもあった。周囲の人は、AさんとCさんはとても仲が良いと思っている。Aさんは、時折涙声になりながら、「Cさんのわがままに振り回されるのは嫌だ。」と話してくれた。

相談調査専門員Xは、Aさんとの電話相談を数回行い、Aさんの気持ちや思いを丁寧に聞き取っていった。Aさんは「今はCさんとはあんまり遊びたくない。」という気持ちがあるけれど、Cさんを傷つけないという思いもあると話してくれた。相談調査専門員Xは、【これからどうしたいのか】についてAさんと話し合い、Aさんは「自分の思いをCさんに伝えてみようかな。」という意向を語った。相談調査専門員Xは、そのための方法をいくつか提案した。

- ① 学校の先生に手伝ってもらいながら、自分で直接Cさんに伝える。
- ② 学校の先生からCさんに伝えてもらう。
- ③ 手紙を書いて、自分でCさんに渡す。
- ④ 手紙を書いて、先生からCさんに渡してもらう。

Aさんは、①の【学校の先生に手伝ってもらいながら、自分で直接Cさんに伝える。】を選んだ。Aさんと相談調査専門員Xは、どんな内容をCさんに伝えるか、伝えた後はどうなるか等、具体的にシミュレーションしながら、Cさんへの伝え方について考えた。相談調査専門員Xが「私から先に先生に電話をして、Aさんの話を聞いて力になってほしいと伝えることができるよ。」と言うと、Aさんは「そうしてほしい。」と相談調査専門員Xが前もって学校に連絡することを希望した。

相談調査専門員Xは、Aさんの学校の先生（子ども支援コーディネーター）に連絡を入れ、Aさんが、先生に自分の気持ちを話し、解決のために力を貸してほしいと思っていることを伝え、Aさんの話をゆっくり聞く時間を作ってほしいとお願いした。

数日後、A さんから相談調査専門員 X に連絡があり、先生に自分の思いを伝えることができた。先生は、A さんの思いを受け止め、A さんの思いを C さんに伝える手伝いをしてくれた。

C さんは、今回の件で A さんが深く傷ついていることを知った。C さんは A さんならなんでも許してもらえと思っていた、A さんの気持ちを考えていなかったと、自分の言動を反省し、A さんに謝罪をした。これからは、お互いに相手の気持ちを考えて行動することを約束した。

学校は A さんの訴えをいじめ事案として取り上げ、丁寧な対応を行った。そして、A さんと C さんの話し合いの場に、先生が立ち会い、A さんと C さんがお互いに納得したうえで、C さんから謝罪があった。そのおかげで、A さんと C さんは、お互いの良い距離を保ちながら付き合うことができる。

相談調査専門員 X と A さんの最後の電話では、A さんは「今度の休みに、C さんを含めた友達 4 人で〇〇に遊びに行くんだ！」と楽しそうに教えてくれた。そして、「あのとき勇気を出して、自分の思いを先生に伝えてよかった。」と楽しそうに話した。

A さん、C さんの幼い時からの「仲良し関係」が続き、お互いの境界線があいまいになってしまい、いじめに発展してしまうケースです。周囲の大人や子どもたち自身も「仲良し関係」という先入観から被害の気持ちに気づきにくく、初期対応が遅れてしまうことがあります。

A さんは、相談調査専門員とじっくり話をしていく中で、自分の思いを言語化し、C さんとの関係を振り返ることで、自分の思いを先生に伝えることができました。その後、学校が双方の思いを伝えあう助けをし、A さんと C さんが話し合いの場でお互いの思いや気持ちを知り、2 人の関係が悪化することはありませんでした。

自らおおつこ相談チームに相談し、先生の助けを借りた上で、解決できたという体験は、A さんの援助希求力を高めることにつながったのではないかと思います。

■事例 2 中学校 1 年生 B さんの場合 保護者からの相談【クラスメイトからのいじめ】中・長期対応

相談調査専門員 Y が、B さんと初めて出会ったのは、雪の降る 1 月下旬であった。その少し前に B さんの母（以下、「母」とする。）が「おおつっこほっとダイヤル」へ電話相談したことをきっかけに親子でおおつっこ相談チームへつながった。母によると、B さんは、クラスメイトの D さんと E さんから悪口や SNS による誹謗中傷などのいじめを受けたことで教室へ登校しにくい状況が続いており、現在、別室登校をしている。いじめ事案発生は、12 月であったが、関係生徒等への十分な聞き取りや謝罪の場の設定がなされぬまま冬休みを迎えた。冬休み明けに D さんと E さんから謝罪を受けたが、B さんの納得のいくものではなく、さらに傷つくことになってしまった。B さんが、相談調査専門員と会って話すことを承諾してくれたため、速やかに母子平行面談を実施する運びとなった。

B さんは、学校以外で相談することが初めてとのこと、初回面談時には、母が同席して子担当の相談調査専門員 Y と親担当の相談調査専門員 X の 4 名での親子合同面談を実施した。B さんは、初対面の相談調査専門員 Y と話すことにやや緊張しているようで、母が当時の状況や B さんの気持ちを代弁するなどしながら面談を進めた。相談調査専門員 Y は、語られたトラブルにおける B さんの気持ちを確認することに注力し、B さんがそのような事態にどのように対処しようとしていたかなどについて尋ねた。B さんは、少しずつ話をしてくれるようになり、D さんと E さんに対する思いや教職員に対する気持ちなどを話してくれた。その後も、相談調査専門員 Y は、B さんとの面談を重ねる中で、B さんの傷ついた気持ちを受け止め、B さんがどのように問題解決していきたいか、どのようなことを望んでいるかを丁寧に聞き取り、『B さんの意向に沿った問題解決を目指している。』というメッセージを伝え続けた。その後、B さんと継続面談を実施し、B さんは、面談の中で何度も涙を見せながら自分の思いを伝えてくれた。3 回目の面談時には、「私の気持ちをやっとわかってもらえた気がした。」という言葉聞くことができた。B さんは、「学校の先生は自分の話を聞いてくれなくて悲しかったし、悔しかった。学校には味方がいない。」「D さんと E さんの言動には、小学校のときからいやな思いをしている。D さんと E さんは、（B さんが）『やめてほしい。』と何度伝えても、同じことを繰り返してくる。その理由を知りたい。」という思いを話し、自分の思いを改めて学校へ伝えることや D さんと E さんとの話し合いの場を希望したため、B さんの保護者・学校・おおつっこ相談チームの三者が連携し、B さんの学校における安心感を取り戻すことを目指した。

B さんが教職員へ自分の思いを伝える場に相談調査専門員 Y が同席し、その後、教職員立ち合いのもと、B さんと D さん、B さんと E さんがそれぞれ話し合う機会を持った。B さんは、完全

には納得がいけないものの、DさんとEさんからいじめ行為の理由などを聞くことができたことを一定受け入れた。

Bさんは、教職員に対する不信感、DさんとEさんに対するネガティブな思いが強かったことから、すぐにその思いはなくならなかったが、教職員の粘り強い関わりや保護者、仲の良いクラスメイトのサポートによって徐々にエネルギーを取り戻し、別室を利用しながらも教室へ復帰することができるようになった。

その後、進級の時期を迎え、DさんとEさんとはクラスが離れたが、DさんとEさんへのネガティブな思いは完全には消えなかった。おおつつこ相談チームでは、いじめ問題の解消後もしばらく相談を継続し、子どもの意向を確認したうえで相談終結としている。Bさんとは、進級後も月2回ほどのペースで面談を継続した。Bさんは、「話を聞いてもらえる場所が学校や家庭以外にあるのは安心できる。」「ただ話を聞いてほしいだけのときがある。」と話しており、自分のペースでおおつつこ相談チームの面談を利用していた。次第にBさんの面談は月1回のペースのとなり、1年ほどが経過したところで、Bさんから「DさんとEさんとは、学校でも顔を合わせることもあるのでいやな思いをすることももあるけれど、友達もいるし、自分で気持ちを落ち着かせられるようになってきた。部活も楽しみながら頑張っている。今は、何かあっても自分で何とかできそう、と思えるようになった。今日でおおつつこ相談チームでの面談を卒業しようと思う。また、悩んでいることや困ったことがあれば、相談したいと思います。」という発言があったことで面談終結となった。相談調査専門員Yから、「また何かあれば、いつでも連絡を待っているからね。」と伝え、Bさんは、笑顔で「ありがとうございます。」と答えてくれた。

当該事案は、いじめ事案発生時の初期対応が不十分であったことで、子どもの気持ちを十分に受け止めることができず、いじめ事案が長期化してしまったケースです。Bさんは、初回面談時に大人全般に対する失望と不信感を少なからず持っていたことから、まずは、時間をかけてその回復に努めました。Bさんとの面談を何度も重ねる中で、子どもの傷ついた気持ちを受け止め、子どもがどのように問題を解決していきたいか、どのようなことを望んでいるかを丁寧に聞き取り、『子どもの意向に沿った問題解決を目指している』というメッセージを伝え続けました。Bさんは、面談の中で何度も涙を見せながら自分の思いを伝えてくれました。「私の気持ちをやっとわかってもらえた気がした。」「私は～と思っているから、～したい。」と前向きな思いを聞くことができました。その後、Bさんが、自分の思いを改めて学校へ伝えるために保護者・学校・おおつつこ相談チームの三者が連携し、子どもの学校における安心感を取り戻すことを目指しました。

＊つう＊

近年、子どもたちを取り巻く家庭環境は変化し続けています。家族の形態は多様化し、共働き世帯の増加に伴い、子どもたちが家族と過ごす時間は減ってきているのではないのでしょうか。「家族ともっと話をしたい」、「家族にもっと話を聞いてほしい」と思っている子どももいるかもしれません。一方で、家族との時間が減少した代わりに、SNS やゲームの時間が増加しているように感じます。

今はネット環境があれば、子どもたちはどこにいても人と繋がることができます。これまでは、家族→幼稚園・保育園→学校→社会……と年齢を重ねるにつれて、コミュニティが広がっていきました。しかし今の子どもたちは、小学校低学年のころから、家族や学校という身近なコミュニティだけでなく、全世界のコミュニティと関わりを持つことも可能となります。

その分、SNS 上のトラブルが絶えず、周りの大人の心配は募っていくばかりです。子どもたちの中には、家庭や学校では見せない姿をネット上で見せていたり、ネットが支えになっていたりする子どももいます。ゲームをしながらチャットを繋ぐことで、知らない人と話す、または SNS 上でつぶやく……全く自分のことを知らない人に素直な気持ちを発信する方が、案外楽だったりするのかもしれません。家族や学校の先生、友達は、普段の自分を知っているからこそ、本当の気持ちを伝えることをためらう子どももいます。特に否定的な思いや怒りの感情は、素直に言葉にしてよいのか迷うことがあったり、そんなことを思っただけで、自分が持っている感情を否定してしまったりすることもあります。そんなときは、普段の自分を知らない第三者に、本来の自分をさらけ出す方が、子どもたちにとってハードルが低いのかもしれません。

そのような意味で、おおつつこ相談チームも第三者として認識され、素直な自分の気持ちを伝えやすい機関になればよいと考えています。おおつつこ相談は、電話、手紙、メールと子どもたちが自分の話しやすい方法を選んで、自分の気持ちを打ち明けることができます。

電話は、ゲームをしながら話すのとは異なり、話すことを目的としたツールであるため、電話をしてくる子どもたちは本当に勇気をもって電話をしてくれていると思います。その点、手紙やメールは文字を記入するだけであり、会話をしなくてよいため、SNS 上でつぶやく感覚で素直な自分の思いを伝えることができるのかもしれません。学校から貸し出されているタブレット端末内におおつつこ相談チームのアイコンがあり、直接メールフォームへと繋がるようになっているため、この手軽さから今後もメールでの相談は増加していくのではないかと考えています。

文字から子どもたちの思いを汲み取るのは困難な場合があります。今後は、子どもたちの寄せる文字から、本当の気持ちを読み取る力を含め、更なるスキルアップが相談調査専門員に求められます。私たちは、子どもたちの取り巻く環境を理解しながら、本当の気持ちを発信できる心の拠り所として機能できるよう、子どもたちに寄り添っていきたいと思います。

相談調査専門員 杉本紗弓

Ⅲ 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会

令和6年度の守る委員会では11回の定例会を開催し、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。

第1回 令和6年4月23日(火)

第2回 令和6年5月28日(火)

第3回 令和6年7月23日(火)

第4回 令和6年8月16日(金)

第5回 令和6年9月20日(金)

第6回 令和6年10月18日(金)

第7回 令和6年11月29日(金)

第8回 令和6年12月24日(火)

第9回 令和7年1月21日(火)

第10回 令和7年2月21日(金)

第11回 令和7年3月21日(金)

2 委員活動

守る委員会では、定例会以外に、委員が、実際の事案に関わる助言や調整等をはじめ、活動状況報告書や調査報告書の作成等を含む活動を行っておりますが、令和6年度は、定例会以外の委員活動は行いませんでした。

3 令和5年度 活動状況報告会

第3回定例会に合わせて、令和6年7月23日(火)に活動状況報告会を開催し、令和5年度の活動状況報告書を委員長から大津市政調整部長（市長代理）に手交するとともに、意見交換を行いました。



参考 資料編

1 条例及び規則

(1) 大津市子どものいじめの防止に関する条例

平成25年2月19日／条例第1号

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(基本理念)

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- (2) 子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しいいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。
- (3) 市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

- (4) 学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他の子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。（市の責務）

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。

- 2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整え、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。
- 3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。

- 4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。
- 5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。（保護者の責務）

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

- 2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。
- 3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。

4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。

5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。

3 子どもは、いじめを発見した場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

(2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

(3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

(4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

(5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。

(6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

(7) いじめに関する相談体制等に関すること。

(8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間(以下「啓発月間」という。)とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ(疑いのある場合を含む。)に関し、市に相談、通報又は情報の提供(以下「相談等」という。)をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

- (2) 学識経験を有する者
- (3) 弁護士
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

- 第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者(調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。)に対して是正の要請を行うことができる。
- 2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。
 - 3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。
 - 4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。
 - 5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。
- (委員会への協力)

- 第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

- 第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。
 - 3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。
 - 4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。
 - 5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

- 第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。
- 2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

- 第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

- 2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

- 第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

平成25年3月29日／規則／教育委員会規則／第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

- 2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。
- 3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する。

(相談等の報告等)

第3条 職員（市立学校の職員を除く。）は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

- 2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。
- 3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があつたときは、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）に適宜報告するものとする。
- 5 いじめ対策推進室は、必要があると認めるときは、いじめに関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報である場合にあつては、同法第69条第2項の規定により提供することができるものに限る。）を教育委員会事務局の関係課その他の関係機関に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員は、条例第14条第2項の規定による調査又は関係者との調整を行う場合には、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

- 2 相談調査専門員は、第2条第2項の規定による相談等への対応を行う場合には、様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 委員名簿

令和6年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

(50 音順)

立命館大学名誉教授

かすがい としゆき
春日井 敏之

スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー

社会福祉士

立命館大学非常勤講師

臨床心理士

公認心理師

京都光華女子大学健康科学部心理学科教授

ささき ちさと
佐々木 千里

とくだ きみこ
徳田 仁子

弁護士（大阪弁護士会）

はしもと としかず
橋本 俊和

臨床心理士

公認心理師

滋賀県立大学人間文化学部人間関係学科教授

まつしま ひであき
松嶋 秀明

※役職は、令和6年度時点のものです。

令和 7 年（2025 年）6 月

発行 大津市 政策調整部 いじめ対策推進室

住所 〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1 番 1 号

明日都浜大津 2 F

電話 077-528-2826